

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和2年6月25日 第157号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
TEL.35-2111(番代) 内線2348-2352

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！

収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

令和2年度国民健康保険税について



●7月は令和2年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚目

令和2年度 国民健康保険税納税通知書

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		
*住民票上の世帯主の名前が記載されます。		
税 務 太 郎 様		

令和2年7月1日

★2年度の国保税(4月~翌年3月分)の
年税額が9期に分けられ記載されます。

期 別	納 期	税額(単位:円)
普 通 徴 収	第1期 7月1日~7月31日	
	第2期 8月1日~8月31日	
	第3期 9月1日~9月30日	
	第4期 10月1日~11月2日	
	第5期 11月1日~11月30日	
	第6期 12月1日~1月4日	
	第7期 1月4日~2月1日	
	第8期 2月1日~3月1日	
	第9期 3月1日~3月31日	
特 別 徴 収	仮徴収 令和2年4月分	
	令和2年6月分	
	令和2年8月分	
	本徴収 令和2年10月分	
	令和2年12月分	
	令和3年2月分	
	普通徴収額(計)	
	特別徴収額(計)	
	合 計	

★年税額を9期(7月~翌年3月)で分割して納付することになるため、各納期の税額がその月の保険税とはなりません。そのため、国保資格を喪失した後に再計算した結果、資格喪失した月以降の納期に税額が残る場合があります。

★65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記載されます。

2 枚目

国民健康保険税の算出内訳(単位:円)

被保険者別課税月数

軽減判定総所得		医療分	支援分	介護分
元となる額		世帯主とその世帯の国保加入者の前年分の合計所得		
税率(%)		7.27	2.21	2.02
A 税 額		国保加入者の前年分の所得から基礎控除を差し引いた額		
元となる額		固定資産税の額		
税率(%)		37.76	12.25	12.63
B 税 額				
均等割 C 税 額		25,210×被保険者数	7,400×被保険者数	9,400×40~64歳の被保険者数
D 税 額		21,500	6,400	5,500
①=A+B+C+D				
軽減額 E 均等割				
() F 平等割				
賦課限度額		630,000	190,000	170,000
G 限度超過額		上記の賦課限度額を越える場合に記載されます。		
②=①-E-F-G(算出額)				
H 減免額				
I 月割増減額(端数を含む)		該当年度のうち国保資格の無い月及び端数切捨となる税額		
③賦課額(②-H±I)				
合 計				

被保険者氏名	医療分・支援分	介護分	離職軽減分
	国保加入月数	40歳~64歳の方の国保加入月数	非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数
合 計			

※1... 医療分・支援分の平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯)については、軽減後の税額が記載されます。

※2... 軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記載されます。7割・5割・2割の判定基準については、裏面または納税通知書の裏面をご確認ください。世帯内に所得不明者がいる場合、軽減が適用されず「保留」と記載されていますので、速やかに所得申告をしてください。

国民健康保険税の納付書について

☛ スマートフォンやタブレットからPayPay請求書支払い、LINE Pay請求書支払いを利用した納付が可能になりました。

☛ コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしておりますので、紛失には十分ご注意ください。

納付の際には期別をよくお確かめください。



後期高齢者医療制度に移行される方について

令和2年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分かれて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、医療分・支援分の平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、医療分・支援分の平等割が4分の1軽減されます。
※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。



被保険者証は7月31日までに「簡易書留」配達される予定です

8月2日 まで 配達の際、ご自宅に不在の場合は郵便局が持ち戻ります。受け取りたい場合は郵便局コールセンターへ問い合わせをお願いします。

8月3日 午後以降 市役所国保年金課又は各総合支所で被保険者証を保管しています。受け取りの際には、国保年金課⑮、⑯番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

- 受け取りに必要なもの**
- 古い被保険者証
 - 認印
 - 顔写真付きの本人確認書類

※別世帯の方にお渡しすることはできませんのでご注意ください。



被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

- (有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)
- ・令和2年8月2日から令和3年7月31日までに75歳となる方は「後期高齢者医療制度」に新たに参加するため、誕生日の前日が有効期限として記載されています。
 - ・令和2年8月2日から令和3年7月31日までに70歳となる方は、被保険者証兼高齢受給者証が交付されるため、誕生月の末日(ただし、1日が誕生日の方は前月の末日)が有効期限として記載されています。

2 新しい被保険者証は8月1日から、古い被保険者証は7月31日まで使います。

8月1日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

青森県国民健康保険被保険者証 有効期限
兼高齢受給者証

記号 番号
住所

氏名 性別
生年月日 一部負担金の割合 **2割**
適用開始年月日
交付年月日
発効期日 **70歳から74歳の方にのみ印字されます**
世帯主氏名
被保険者番号
交付者名

見本

高齢受給者の負担割合は
こちらに印字されます

〔表面〕

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
〔心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球〕

[特記欄:
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

〔裏面〕

遠 被保険者証は、施設に直接送付します

施設入所のため、施設へ住所を移している子の被保険者証については、施設に直接送付しますので、申請は必要ありません。

学 被保険者証は親元に送付されます

- 合格通知、入学許可証で申請を行った場合 自動更新されませんので、在学証明書を提出してください。
- 在学証明書で申請を行った場合 自動更新となり、親元の被保険者証と一緒に送付されます。

更新後の学 被保険者証は、有効期間が令和3年3月31日までとなります。

4月以降も学被保険者証の交付を希望する場合は、新年度に入ってから継続の申請をする必要があります。

国保に入るときとやめるときは必ず手続きをしましょう!

加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合もあります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7~8割)は、あとで返していただくこととなります。
 - ・他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうこととなります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。

国民健康保険税に滞納がある世帯は、郵送更新されません

平成27、28、29、30、31年度のいずれかに滞納がある場合は、「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されます。

短期被保険者証

一般の被保険者証と同様に使用できますが、有効期間が3カ月となります。

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。更新ごとに納付相談が行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。また、原則限度額適用認定証の交付を受けることができません。

短期被保険者証該当世帯	被保険者証の有効期間	有効期限
平成27年度~平成31年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	10月、1月、4月、7月末

被保険者資格証明書

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和2年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ① 納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ② 令和元年8月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。

医療機関を受診した際、一旦医療費の全額を支払う必要があります。後日、申請により、医療費の7割~8割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。



【有効期限：令和2年7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方】

8月以降も限度額適用認定証の交付を希望する方は、申請が必要です。8月3日(月)以降に国保年金課⑮、⑯番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

申請に必要なもの

- 治療を受けている方の被保険者証
- 認印
- 世帯主と治療を受けている方のマイナンバーのわかるもの



お問い合わせ先

国保年金課	国民健康保険係	35-2111 (内線2348~2352)
国保年金課	後期高齢者医療係	35-2111 (内線2345~2346)
金木総合支所	総合窓口係	35-2111 (内線3107)
市浦総合支所	総合窓口係	35-2111 (内線4066)